

弟子屈町インバウンド推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本町の外国人観光客の受入体制の充実を図るため、観光関連事業者等が行うインバウンド対策事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付し、もって本町におけるインバウンドの促進及び国際観光の発展に資することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 観光関連事業者 次に掲げる事業者をいう。

ア 観光事業者 町内で文化教養施設、レジャー施設、飲食店、その他の観光又はレクリエーションに関する施設を営業している事業者

イ 宿泊事業者 町内でホテル、旅館等宿泊が可能な施設を営業している事業者

ウ 交通事業者 町内でバス、ハイヤー、レンタカー業等を営業している事業者

(2) インバウンド 外国人観光客を誘致することをいう。

(3) インバウンド対策事業 外国語表記によるパンフレット類及びホームページの作成並びに施設内の情報案内板等の整備の経費をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、観光関連事業者が行うインバウンド対策事業のうち町長が必要と認めた事業とする。

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者は、町内に事業所を有する法人又は町内に住所を有する個人事業主(以下「事業者」という。)のうち、次の各号に掲げる事業者とする。

(1) 町税を滞納していない事業者

(2) 前年度において、本制度による補助金の交付決定を受けていない事業者

(3) その他町長が必要と認める事業者

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助の対象となる経費は、観光関連事業者が行うインバウンド対策事業に要する経費のうち次の各号に掲げる経費とし、補助金の額は、補助対象経費の100分の50以内とする。ただし、その額が100,000円を超える場合は100,000円とする。

(1) 英語、韓国語又は中国語(以下「外国語」という。)表記による施設のパンフレット類及

びホームページ作成に要する経費

(2) 外国語表記による施設内の情報案内板等の整備に要する経費

(3) 生活習慣の相違対応に必要な資材の経費

(4) インバウンドの促進に要する経費

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、弟子屈町補助金等交付規則（平成11年規則第1号。以下「規則」という。）第3条に規定する補助金等交付申請書（以下「申請書」という。）を町長に提出するものとする。

2 前項に規定する申請書に添付する関係書類は、次のとおりとする。

(1) 事業執行に係る契約書の写し又はその契約内容がわかる書類

(2) 国外プロモーション事業への参加経費の場合は、事業内容がわかる書類

(3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第7条 町長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う聞き取り調査等により、当該申請の内容を調査し、補助金の交付を決定すべきと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

2 町長は、前項の決定において、適正な交付を行うために必要があると認めるときは、当該申請の内容に修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

(補助金の交付指令)

第8条 町長は、前条の決定をしたときは、速やかに当該決定の内容を規則第6条に規定する指令書により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 申請者は、事業完了後に補助金の交付を請求できるものとし、当該請求をするときは、当該補助対象事業の領収書の写しを添えて請求書を提出するものとする。

2 町長は、前項の請求があったときは、当該請求の内容を調査し、補助金を交付すべきと認めたときは、請求があった日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(事業計画の変更)

第10条 申請者は、補助金の交付を決定された申請の内容を変更しようとするときは、規則第5条第1項の規定において付された同項第2号に掲げる条件により町長の承認を受けなければならない。

(補助対象事業の中止又は完了)

第11条 申請者は、補助金の交付を決定された補助対象事業を中止するとき又は完了したときは、規則第5条第1項の規定において付された同項第3号に掲げる条件により町長の承認を受け、又は規則第14条に規定する実績報告書を速やかに町長に提出しなければならない。

2 実績報告書を提出するときは、事業実施内容の詳細が記された書類を添付しなければならない。
(交付決定の取消し等)

第12条 町長は、申請者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の定めに違反した場合
- (2) 正当な理由がなく補助金の交付を決定された補助対象事業を廃止した場合
- (3) その他不正の行為があったと町長が認めた場合

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成23年1月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月12日訓令第52号)

この訓令は、平成24年12月12日から施行する。

附 則 (平成25年6月12日訓令第21号)

この訓令は、平成25年7月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月14日訓令第14号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。